治験使用機器の校正費用に関する覚書

受託者 国立大学法人旭川医科大学 （以下「甲」という。）と委託者 　　　　　　　（ 以下「乙」という。）との間において、 　　　　年　　月　　日付で締結した治験契約書（以下「原契約書」という。）について、下記のとおり覚書を締結する。なお、その他については原契約書のとおりとする。

治験課題名　：

記

第１条（対象機器及び台数）

　　１）　（機器名）　　　　（台数）台

　　２）　（機器名）　　　　（台数）台

第２条（校正費の支払いについて）

　１．本校正に要する一切の費用（以下、「校正費」という）は乙が負担する。

　　１）　（機器名）　の校正費　　　金　（金額）　円（税抜）

　　２）　（機器名）　の校正費　　　金　（金額）　円（税抜）

　２．前項に定める校正費にかかる消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び同法第７２条の８３の規程に基づき算出した額とする。なお、消費税法の改正により消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税額は変動後の税率により決算する。

　３．乙は、第１項に定める校正費を、甲の発行する請求書に基づき、請求書を発行した月の翌月末（当該日が金融機関の休業日に当たる場合は、その直前の営業日）までに一括して支払う。

第３条（その他）

　　本覚書に定めない事項、その他疑義を生じた事項については、甲、乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

本覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有するものとする。

年　　月　　日

 甲　 旭川市緑が丘東２条１丁目１番１号

 　　　　　　　　　 国立大学法人旭川医科大学

学　 長　　　西　川　 祐　司

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　 （住所）

 （名所）

 （代表者）